

10 治水対策の推進について

(財務省、国土交通省、総務省)

【提言の内容】

- (1) 平成20年8月末豪雨に対する再度災害防止を図り、流域住民の安全で安心な生活を確保するため、伊賀川、広田川を始めとする河川改修事業の促進を図ること。
- (2) 水害から流域住民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、直轄河川改修事業を推進するとともに、河川情報の提供などソフト対策の充実を図ること。
- (3) 治水上大きな効果の期待できる直轄ダム事業は、地元の実情・地域の意向を充分踏まえた再検証をし、重点的に事業を促進すること。
- (4) 庄内川については、洗堰の締切りに向けて、河川改修事業を早期に実施すること。
- (5) 新川については、総合的な浸水被害対策を確実に進めるため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく取組を支援すること。
- (6) 築後40年以上が経過して老朽化が進み、かつ改修計画上支障となる日光川水閘門について、改築事業の促進を図ること。
- (7) 土砂災害から住民の生命を守るため、砂防等土砂災害対策事業を推進するとともに、土砂災害警戒区域の指定促進などソフト対策の充実を支援すること。

(背景)

- 昨年の平成20年8月末豪雨では、県内のいたるところで時間雨量100mm以上を記録し、特に岡崎市美合町では時間雨量146.5mmを記録した。同市内の伊賀川流域では浸水被害により2名の方が亡くなられた。また、広田川の破堤により広大な農地が6日間にわたって冠水したのを始め、複数の河川で越水、護岸決壊するなどとともに、約13,500世帯に及ぶ床上・床下浸水被害など平成12年の東海豪雨災害に次ぐ大災害となった。
- 本県は、西部のゼロメートル地帯など低平地が多く、洪水の想定氾濫区域は県土のおよそ2割を占め、区域内には約300万人が居住し40兆円を超える資産が存在している。県民が安全で安心な社会生活を営むためには、河川改修、ダム建設、既存施設等の徹底的な機能確保や広域的な危機管理対策を図り、水害を軽減する必要がある。
- 庄内川においては、東海豪雨を契機として河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）により事業進捗が図られてきたが、西枇杷島地区の狭窄部対策や洗堰の締切りや河口部の浚渫を求める声が非常に強い。

- また、庄内川水系新川では、特定都市河川浸水被害対策法に基づく河川及び流域を平成18年1月1日に指定し、流域市町と連携を図りながら、総合的な浸水対策に取り組んでいる。
- 愛知県には、土砂災害危険箇所が約11,000箇所存在し多くの県民の生命が脅威にさらされている。砂防等施設整備等ハード対策を促進するとともに、警戒避難体制の整備を進めるソフト対策も含めた総合的な土砂災害対策を推進する必要がある。

(参 考)

